

られる。

② 任意売却に係る株式を買い取る者となる見込まれる者の氏名または名称

任意売却に係る株式を買い取る者を買取者とするか対象会社(発行会社)とするかは、事前開示手続の開始時点では確定しない可能性もあるので、「買取者又は対象会社に売却する予定」という趣旨の記載も許容される。

③ 任意売却の実施および代金の交付時期

任意売却の方法により売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込みについては、裁判所の許可(会社法234②)のタイミングに依存するものであり、具体的な時期を特定することは困難であるが、合理的に可能な範囲で時期を見込んで記載をすれば足りる。

④ 代金の支払のための資金を確保する方法およびその方法の相当性

株式等売渡請求によるスクイーズ・アウトに際して事前開示事項とされている株式売渡対価の支払のための資金を確保する方法についての定め(会施規33の7-2)の記載を参考に、公開買付届出書に添付

される資金証明の内容を踏まえた説明をすることが考えられる。

⑤ 株主に交付することが見込まれる金銭の額およびその額の相当性

株式等売渡請求によるスクイーズ・アウトに際して事前開示事項とされている株式売渡対価の総額の

相当性に関する事項等(会施規33の7-1)の記載を参考に、公開買付価格と同一であることおよび公開買付届出書記載の第三者からの株式価値算定書の取得や公正性担保措置等を踏まえた説明をすることが考えられる。

松本 絢子(まつもと・あやこ)  
西村あさひ法律事務所 パートナー  
弁護士・ニューヨーク州弁護士  
ノースウェスタン大学ロースクール(LL.M.)卒業。国内外のM&Aや企業組織再編に加え、コーポレートガバナンス、コンプライアンス、情報管理、ブランド戦略、保険等に関連する企業法務一般を幅広く扱う。主な著書として『D&O保険の先端』(共著、商事法務、2017)、『会社補償の実務』(共著、商事法務、2018)、『M&A法大全(上)(下)[全訂版]』(商事法務、2019)、『いますぐわかるCCPAの実務対応』(共著、中央経済社、2020)他多数。

## 第5章

# 社債管理補助者の新設等 社債に関する改正ポイント

西村あさひ法律事務所  
弁護士 松本 絢子

### 【1】この章のエッセンス

● 社債管理補助者の資格を有するのは、銀行、信託銀行等の金融機関や弁護士等である。

● 社債管理補助者の創設に伴い、社債の募集事項や社債原簿の記載事項が追加された。

● 社債権者集会の決議の省略と、その場合の社債権者集会の議事録の記載事項が定められた。

## 社債管理補助者

### (1) 改正の背景

現行法上、社債の管理については社債管理者の制度があるが、権限が広く、義務、責任および資格要件が厳格であるため、なり手の確保が難しく、利用コストも高くなることから、日本で発行される社債の約8割

に社債管理者が設置されていない(社債管理者不設置債)のが実態である。社債管理者不設置債にデフォルト事例が生じたことを契機として、社債管理者不設置債についても最低限の社債管理を望む声が上がっている一方で、現行法の枠内で最低限の社債管理を担う社債権者補佐人という名称の社債管理機関を契約に基づいて設置する取組みも実務上進められているが、契約のみでは委譲できる業務や権限